

アートベンチャーエヒメフェス 2025 広報等業務に係る 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、令和7年10月18日から11月3日に開催する「アートベンチャーエヒメフェス 2025」の機運醸成や誘客・周遊を図るために、各種プロモーション事業及び会期中のイベントを行うに当たって、優れた遂行力や実施体制を有する事業者のノウハウが必要であることから、業務を委託するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）方式の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

- (1) 業務名 アートベンチャーエヒメフェス 2025 広報等業務
- (2) 業務内容 アートベンチャーエヒメフェス 2025 広報等業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで
- (4) 委託上限額 36,374,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルの参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

(1) 単独で参加しようとする者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれにも該当しないこと。
- イ 愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又は参加申込書の提出までに登録が予定されていること。
- ウ 公募開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。
- エ 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- カ 民間企業、NPO 法人、その他の法人（公益法人等）又は法人以外の団体等であって、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- キ 過去3年間に国や地方自治体等が発注する類似・関連事業の委託実績を有していること。

(2) 共同企業体で参加しようとする者

いずれの構成員を代表者とすること。なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。

- ア 代表者は、前記（1）の要件を全て満たしていること。
- イ 構成員は、前記（1）のアからカの要件を満たし、代表者・構成員のいずれかに前記（1）のキの要件を満たしている者が含まれていること。

3 スケジュール

項 目	日 程	備 考
公募・質問受付開始	令和7年5月 2日（金）	県文化振興課 HP 上で公開
参加申込書・質問受付期限	令和7年5月 2日（金）～ 5月14日（水）	
質問回答	令和7年5月19日（月）まで	
企画提案書の提出	令和7年5月30日（金）17時まで	
書面審査（一次審査） 結果通知及びプレゼンテーション審査開催通知	令和7年6月上旬	
プレゼンテーション審査	令和7年6月上旬～中旬 ※日程は参加申込者あてに別途通知します。	
最終審査結果の通知	令和7年6月中旬～下旬（予定）	

※予定が変更になる場合は、別途通知する。

4 質問の受付

（1）受付期間

令和7年5月2日（金）から令和7年5月14日（水）

（2）受付方法

電子メールにより、下記の「問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式1）を提出。
（電話、FAX、来訪による質問は受け付けない。）

（3）回答方法

質問及び回答は、参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、上記（1）の受付期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

5 参加申込書の提出

（1）提出書類及び提出部数

①参加申込書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

②委託業務共同企業体参加資格者誓約書（様式3）・・・・・・1部

※委託業務共同企業体として参加する場合は提出すること。

なお、委託業務共同企業体協定書は委託契約締結時に提出したので差支えない。

③会社概要書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

※委託業務共同企業体として参加する場合は、代表者及び構成員の役割分担についての資料（様式任意）を提出すること。

④受託実績報告書（様式5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

※委託業務共同企業体として参加する場合は、構成員全員が作成すること。

(2) 提出期限

令和7年5月14日(水)までの執務時間中(祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は必着。)

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより、「12 問合せ先・提出先」へ提出。ただし、共同企業体で参加しようとする場合に提出が必要となる「誓約書(様式3)」及び「委任事項(様式第3-1)」については、持参又は郵送に限る。また、「委託業務共同企業体協定書(様式第3-2)」は契約締結時に提出して差し支えない。なお、持参以外の方法で提出した場合は、送付後、担当窓口(文化振興課:089-947-5581)へ電話により受領の確認を行うこと。

[電子メール(押印省略)の場合:送付先アドレス]

bunkashinko@pref.ehime.lg.jp

mitsuno-yousuke@pref.ehime.lg.jp

ootani-yuki@pref.ehime.lg.jp

[件名] アートベンチャーエヒメフェス2025 広報等業務企画提案参加申込書

(4) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出すること。

6 企画提案書類等の提出

(1) 提出物及び提出部数

①企画提案書の提出書及び申告書(様式7)・・・1部

②企画提案書(任意様式)・・・正1部、副8部

- ・業務実施スケジュール及び実施スタッフの業務内容並びに体制が分かるものも添付すること(任意様式)。
- ・別添の仕様書に基づいて作成することとし、仕様書に記載のある項目以外で企画提案できるものがあれば、その内容と考え方を記載すること。

③見積書(任意様式)・・・正1部、副8部

- ・提案に必要な一切の経費を含めること。
- ・見積の根拠となった所要経費の詳細を明記すること。

(2) 提出期限

令和7年5月30日(金)17時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送により、「12 問合せ先・提出先」へ提出。

(4) 企画提案書等の書式等

- ・用紙サイズは原則A4判とし、縦置き横書き(横綴じ)とすること。ただし、図表の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- ・ページ数に制限はないが、10分以内で説明できるものとする。
- ・散逸しないような形で綴ること。

(5) 留意事項

- ・専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現とすること。
- ・企画提案書の提出は、一者につき一案とすること。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めないこととする。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。
- ・プロポーザルは契約候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容に沿った事業を実施するものではない。

7 受託候補者の選定及び審査方法

(1) 書面審査（一次審査）について

①実施方法

応募者多数（6者以上）の場合は書面審査を行い、審査を通過した者のみ、プレゼンテーションを実施する。

応募者が5者以下の場合は、全応募者にプレゼンテーション審査を実施する。

②評価者

県が設置する審査会における審査委員による書面審査で行う。

③審査項目

審査基準（別紙）のとおりとする。

④審査結果の通知

書類審査の有無にかかわらず、審査結果を全応募者に書面により通知する。

(2) プレゼンテーション審査について

①実施方法

- ・プレゼンテーションの時間は、1者あたり30分（入出・準備5分、説明10分、質疑応答10分、退出5分）を予定している。
- ・提出期限までに提出した「企画提案書」（紙ベース又はパワーポイント）での説明とし、プレゼンテーションでの追加資料の配付は認めない（プロジェクター及びスクリーンは県で用意、パソコンを使用する場合は当日持参のこと）。
- ・プレゼンテーションの会場や日時、集合時間等の詳細は別途通知する。

②評価者

一次審査と同じ審査委員が行う。

③審査項目

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別紙）に基づき、最も優れた提案として評価した上位1者を、業務予定者として選定する。ただし、審査基準において、評価の得点が平均60点以上の場合に限り、業務予定者に選定する。

なお、参加事業者が1者のみであった場合は、審査基準において、評価の得点が平均60点以上の場合に限り、業務予定者に選定する。

④審査結果の通知

選定結果は、次のとおり通知する。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

○通知日：令和7年6月中旬～下旬（予定）

○通知方法：参加申込書に記載された連絡先に電話又はメールで行う。

（3）その他

次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

- ①上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。
- ②企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ③その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

8 公正な企画提案審査の確保

- （1）参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- （2）参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- （3）参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- （4）参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 失格要件

参加申込書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- （1）参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- （2）提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- （3）不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- （4）提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- （5）プレゼンテーションの集合時間に集合しなかったとき。
- （6）その他、この書面に示された条件に適合しなかったとき。

10 契約の方法

- （1）委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- （2）別添仕様書は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、県と提案者との協議等

の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。

- (3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第 152 条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10 分の 1 以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。
- (5) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (6) 電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子メール（bunkashinko@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (7) 随意契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (8) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は受託料に含まれるものとする。
- (3) 制作物に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利について交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含まれるものとする。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全ての受託者の責任と費用負担で対応する。

12 問合せ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 NTT コム松山ビル 3 階
愛媛県観光スポーツ文化振興課 文化振興グループ
TEL : 089-947-5581 FAX : 089-913-2617
E メール : bunkashinko@pref.ehime.lg.jp